

一般競争入札による県有地売払いについて(財産有効活用課)

財産有効活用課では、一般競争入札による県有地売払いを実施します。
対象物件は、県で管理をしているものの今後活用する予定のない県有地です。

1. 売払い物件

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	予定価格 (最低売却価格)
1	沼田市坊新田町字下原 1250 番 74	宅地	172.93		6,140,000 円

2. 売払い方法

一般競争入札による売払いです。

※ 一般競争入札による売払いとは、県があらかじめ定めた価格以上の金額で、最も高い金額で入札した者と契約する方法です。

3. 入札参加資格

個人、法人を問わず、どなたでも参加できます。

ただし、地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項各号に該当する方(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者など)、暴力団員等は参加できません。

4. 入札手続き

- (1) 入札参加申込期間 令和7年2月13日(木)から令和7年3月3日(月)正午まで(必着)
- (2) 入札実施日 令和7年3月19日(水)午前11時00分